

コーポレート・ボンド・インカム
(為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型) 愛称: **泰平航路**



米国金利上昇時における泰平航路のパフォーマンス

平素は「コーポレート・ボンド・インカム (為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型)」(以下、当ファンド) をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

2016年12月13日、14日に開催された米連邦公開市場委員会 (FOMC) では市場の予想通り政策金利 (FFレート) の誘導レンジを0.25%引き上げ、0.50%~0.75%とすることが決定されました。利上げは2015年12月以来1年ぶりのことです。一般的に、金利が上昇すると債券利回りも上昇 (価格は下落) することから、社債価格の下落による当ファンドの基準価額下落が懸念されます。

本資料では、米国金利上昇時における当ファンドのパフォーマンス等についてご説明いたします。

2016年12月の米国利上げ後のパフォーマンス

米国社債の利回り上昇 (価格は下落) は限定的で、泰平航路 (為替ヘッジ型) の基準価額は横ばい圏で推移しました。泰平航路 (為替ノーヘッジ型) は米ドル高円安の影響で基準価額は上昇しました。

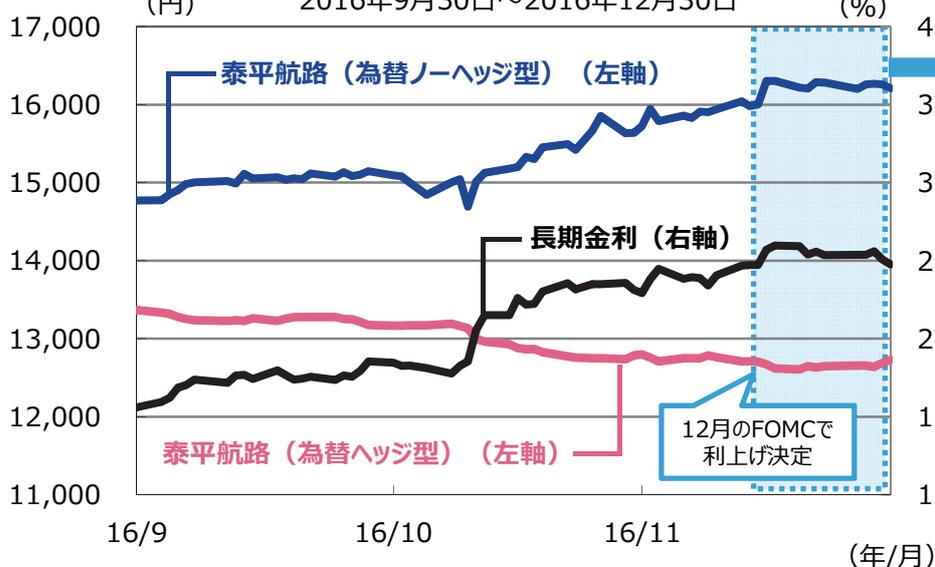
米国の政策金利引き上げ決定を受けた直後は長期金利は上昇しましたが、その後は緩やかに低下する動きとなっています。0.25%の利上げ実施は事前の市場見通し通りでしたが、FOMC参加者が示した2017年の利上げ回数の中心見通しが、前回の2回から3回に引き上げられたことで、米国金利は一時的に上昇しました。また為替市場では、内外金利差の拡大を反映して米ドル高円安の動きが加速しました。

米国社債市場でも米国国債の一時的な金利上昇を受けて、利回りが上昇 (価格は下落) する動きとなりました。しかし信用力の観点からは景気回復による金利正常化は社債市場にとってプラスとなりやすと考えられ、スプレッド (国債と社債の利回り差) は縮小しました。

泰平航路への影響をみると社債利回り上昇の影響は限定的であり、(為替ヘッジ型) では基準価額は横ばい圏で推移しました。(為替ノーヘッジ型) では米ドル高円安の影響が大きく基準価額は上昇しました。

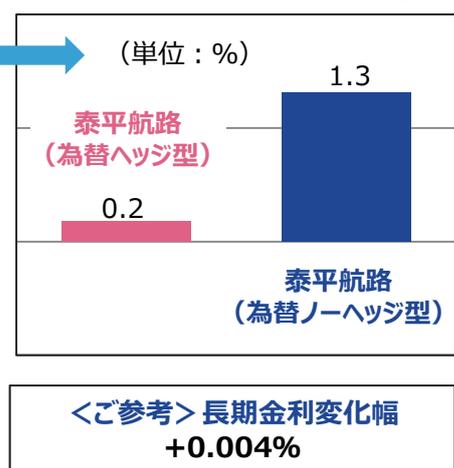
<泰平航路の足元のパフォーマンス>

2016年9月30日~2016年12月30日



<米国利上げ後のパフォーマンス>

2016年12月14日~2016年12月30日

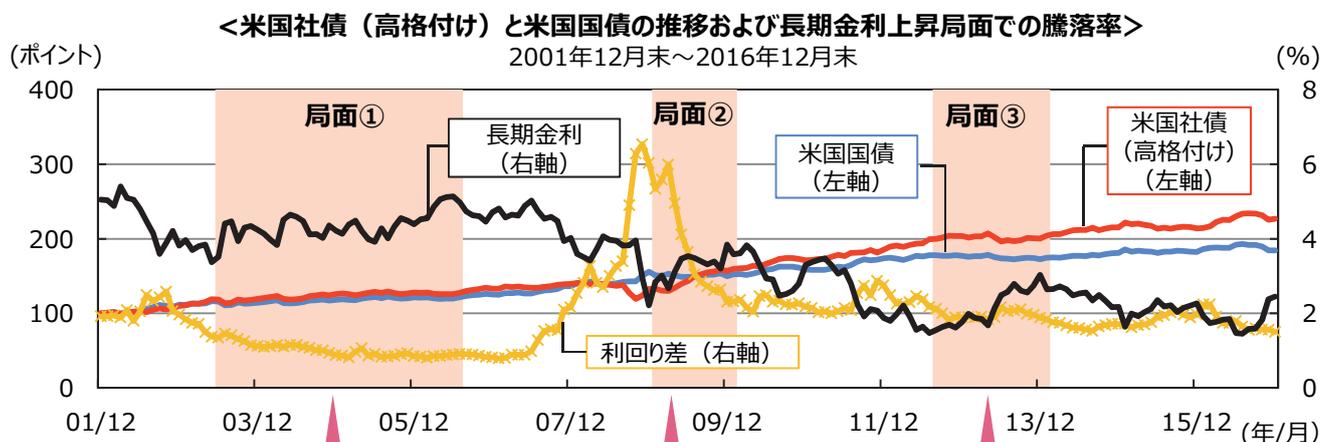


(注1) 泰平航路 (為替ヘッジ型) / (為替ノーヘッジ型) は税引前分配金再投資基準価額を使用。
 (注2) 税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 (注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
 (注4) 長期金利は米国10年国債利回りを使用。長期金利は、記載している日付の前日のデータを使用しています。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 ※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページおよび各ファンドの投資信託説明書 (交付目論見書) をご覧ください。

過去の金利上昇局面でのパフォーマンスについて

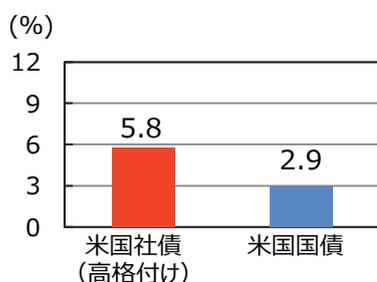
過去の金利上昇局面では、米国社債（高格付け）は米国国債に比べ堅調なパフォーマンスとなりました。金利上昇は債券にとってマイナス要因ではあるものの、米国景気の拡大による企業業績向上は信用改善につながり、過去の米国社債市場ではプラスとなりました。



局面① ITバブル後の
景気回復～拡大

金利が1.8%上昇した局面
(2003年5月末～2006年6月末)

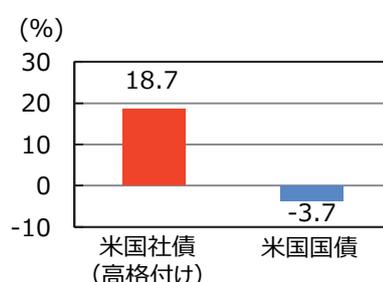
米国社債（高格付け） : +5.8%
米国国債 : +2.9%



局面② リーマンショック後の
景気回復

金利が1.6%上昇した局面
(2008年12月末～2009年12月末)

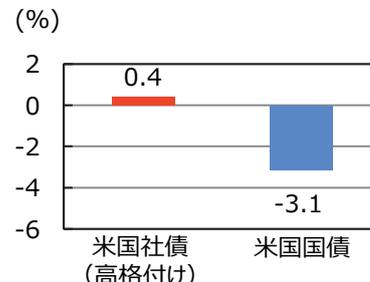
米国社債（高格付け） : +18.7%
米国国債 : -3.7%



局面③ 米国量的金融緩和 (QE3) の
導入～縮小決定

金利が1.6%上昇した局面
(2012年7月末～2013年12月末)

米国社債（高格付け） : +0.4%
米国国債 : -3.1%



(注1) 米国社債（高格付け）と米国国債は2001年12月末を100として指数化。

(注2) 米国社債（高格付け）はブルームバーグ・バークレイズ・米国社債（投資適格）インデックス、米国国債はシティアメリカ国債インデックスを使用、いずれも米ドルベース。利回り差は米国社債（高格付け）の利回りから米国国債の利回りを引いて算出。

(出所) FactSet、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績および過去のデータを基に算出したものであり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

今後の見通しと運用方針

米国の利上げペースは緩やかなものにとどまると予想され、世界的な低金利環境下で、相対的に利回りが高い米国社債（高格付け）は魅力的な投資対象と考えられます。

<今後の見通し>

トランプ次期大統領の経済政策に対する期待感是非常に高まっておりますが、トランプ政権下で予想される財政悪化懸念等を背景とした米国長期金利の上昇には注意が必要です。しかし、この高い期待に沿った実効性のある経済政策を実現することはかなり難しいと想定しています。したがって実際にトランプ氏が大統領に就任する2017年1月以降は現実的な側面に焦点が当たりやすく、米国長期金利の上昇による債券価格の下落は一服しレンジ圏で推移すると見込んでいます。

今後の米国利上げに関しては、米ドル高によるインフレ抑制効果やトランプ次期大統領の政策の実効性を考えると、利上げペースは緩やかなものにとどまると予想されます。

また、米国以外に目を向けると低成長や低インフレを反映した低金利環境が続きやすいことから、相対的に利回りが高い米国社債（高格付け）の投資魅力は引き続き高いと考えています。

<運用方針>

米国利上げを受けて社債市場の変動率も米国債券市場と同様に上昇しましたが、2016年末にかけて徐々に落ち着いた動きに転じてきています。今後は高い利回り水準での投資タイミングを狙っていく方針です。

※上記の見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

<ご参考> 為替ヘッジコストについて

足元の米ドルに対する為替ヘッジコストは、2016年11月から大きく上昇し、2016年12月末には年率で3%台の水準まで上昇しました。

為替ヘッジコストは、主に①日本と米国の短期金利差と②米ドルの需給要因の二つからなっています。足元の動きをそれぞれ確認してみると、①の日本と米国の短期金利差は緩やかに上昇していますが比較的落ち着いた動きです。一方、②の米ドルの需給要因は、2016年11月に大きく上昇しており、足元のヘッジコストの上昇は、米ドルの需給要因から起こっていると考えられます。

過去1年の推移をみると、米ドルの需給要因は四半期末が近づくと上昇する傾向にあり、四半期末をまたいで米ドルを手当てする需要が強いことが推察されます。

2017年1月以降は年末越えの米ドル需給要因が緩んだことで、為替ヘッジコストは落ち着いた動きとなっています。

<為替ヘッジコスト（年率）と短期金利差の推移>

（2007年1月末～2017年1月6日）



（注1） 2007年1月末～2016年12月末の為替ヘッジコストは各月末時点、2017年1月6日の為替ヘッジコストは同時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算。過去1年間の平均は2016年2月～2017年1月の平均。

（注2） 短期金利差（米-日）は、それぞれの1ヵ月物Libor金利差。

（出所） 投資信託協会、FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去のデータを基に当社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建投資適格社債等に投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

1. 高格付社債（米ドル建て、投資適格社債）へ投資します。

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて行います。

・一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF（上場投資信託）、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。

2. 投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、業種配分等にも配慮します。

通常A格相当90%以上（BBB格相当10%程度）の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとします。

・上記比率は実質組入債券評価総額に対する比率です。

・上記の格付けは、原則としてS&P、ムーディーズ等の主要格付機関により付与された格付けとし、A格相当はA-/A3、BBB格相当はBBB-/Baa3まで含めます。

・取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3か月以内に売却するものとします。

業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種（電力、通信、運輸、食品および日用品等を供給する業種）を中心に投資します。ただし、経済、市場環境等が変化した場合には安定業種の内容を変更する場合があります。

3. （為替ヘッジ型）

対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

（為替ノーヘッジ型）

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4. 毎月決算を行い、安定した収益分配を目指します。

・委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・「安定した収益分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

価格変動リスク

■ 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

（為替ヘッジ型） / （為替ノーヘッジ型） …円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（為替ヘッジ型） …為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

（為替ヘッジ型）においては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

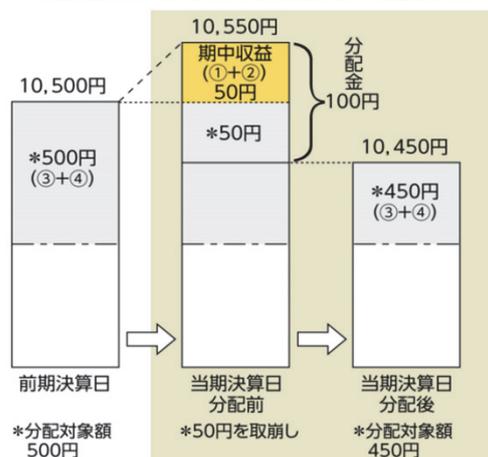
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



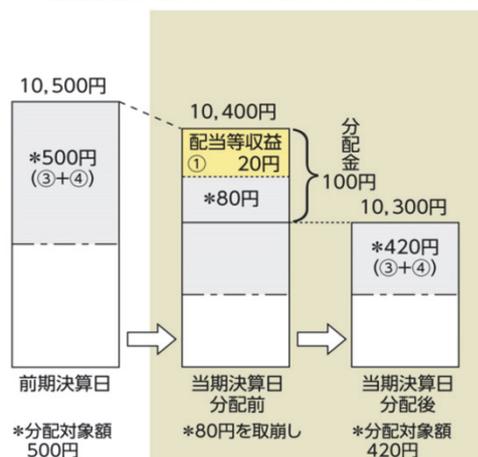
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]



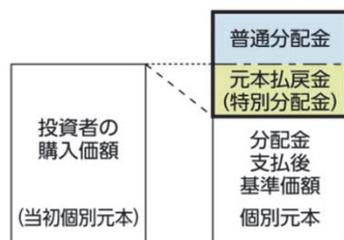
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

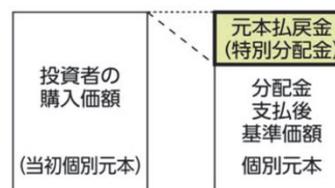
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ お申込みメモ（詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.15%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2009年5月29日から2029年5月7日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 ※ 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ ファンドの費用等（詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ ファンドの費用

① 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.24%（税抜き3.0%） を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じた額

② 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.0692%（税抜き0.99%） の率を乗じた額
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■ 委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 フリーダイヤル：0120-88-2976 受付時間：営業日の午前9時～午後5時 ホームページ：http://www.smam-jp.com
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

■販売会社一覧（為替ヘッジ型）

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○			○	
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
S M B Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第40号	○	○			※2
株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第43号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第36号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○				
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第134号	○				
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第29号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号	○				
ほくほく T T 証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○				
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第3号	○				
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第1号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第7号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○				

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。 ※2：ネット専用

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				※2
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	○				
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			○	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第2号	○			○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○			○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第57号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第63号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	

※2：ネット専用

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○				
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	備考
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号		
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○	
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第45号		
柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第242号		
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○	
観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第17号		
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第234号		
桑名信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第37号		
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第7号		
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第202号	○	
しのもめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号		
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号		

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	備考
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第67号		
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号		
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号		
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○	
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○	
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号		
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○	
西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第29号		
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第80号	○	
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○	
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号		
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○	
結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第228号		

■販売会社一覧（為替ノーヘッジ型）

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※1
S M B Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第40号	○	○			※2
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
カブットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○				
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第134号	○				
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○				
フィアリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○				
ほくほく T T 証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○				
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				※3
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第3号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第1号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○			○	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				

※1：「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。 ※2：ネット専用 ※3：2017年1月18日よりお取扱いを開始する予定です。

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	備考
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○				
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○			○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	備考
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第199号		
磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第26号		
柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第242号		
川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第190号	○	
滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第79号		
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号		
しまね信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第27号		
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第162号	○	

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	備考
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第48号		
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○	
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○	
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○	
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○	※4
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第66号	○	
水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第227号		

※4：2017年1月16日よりお取扱いを開始する予定です。



「モーニングスター アワード ファンドオブザイヤー2015」債券型部門
最優秀ファンド賞 受賞

※受賞はコーポレート・ボンド・インカム（為替ノーヘッジ型）のみが対象

※Morningstar Award “Fund of the Year 2015”は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、モーニングスターが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はモーニングスター株式会社並びにMorningstar, Inc. に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。当賞は国内追加型株式投資信託を選考対象として独自の定量分析、定性分析に基づき、2015年において各部門別に総合的に優秀であるとモーニングスターが判断したものです。債券型部門は、2015年12月末において当該部門に属するファンド1,636本の中から選考されました。※上記の評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

重要な注意事項

●当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。●当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。●当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。●当資料に評価機関等の評価が掲載されている場合、当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

作成基準日：2017年1月6日